

令和 7 年 1 月 6 日

## 北栄町署名押印廃止方針

政府による署名及び押印の廃止の推進の動きを踏まえ、町が受け取る書面、町が発する書面、町が内部で使用する書面の署名・押印について、町の定める規則等の規定にかかわらず、次のとおり定める。

### (町が受け取る書面)

町が外部の者(以下「相手方」)から受け取る書面について、その署名及び押印を不要とする。ただし、契約書その他の法令で押印が求められている場合等を除く。

### (町が発する書面)

町が相手方に発する書面について、町長等による公印(契印を含む。以下同じ。)の押印(以下「公印の押印」)は、原則、行わない。ただし、契約書その他の法令で押印が求められている場合、相手方が特に公印の押印を求める場合等を除く。

### (町の内部で使用する書面)

町の内部(町部局内部、町部局間を含む。)で使用する書面について、公印の押印は行わない。ただし、文書を受け取る側が、特に公印の押印を求める場合を除く。

この方針は、令和 7 年 1 月 6 日以後に発せられる書面について適用する。

### (署名押印廃止に係る具体例)

区 分	署名・押印を廃止するもの	引き続き必要とするもの
町民の方、事業者の方が作成する書類(署名・押印)	・補助金等に係る手続書類 ・会計等書類(見積書/請求書/領収書) ※署名押印のある文書は従来どおり受付	・法令の規定により押印(又は署名)を要するもの ・引き続き押印していただくことが適当と思われるもの(請書/書面の入札書/委任状/誓約書)
北栄町が作成する書面(公印)	同上 ※発信者の下に「公印省略」を表示	・法令によるもの(契約書) ・相手方が求めるもの(証明書/身分証明書) ・引き続き押印を行うもの(協定書/覚書/公告/納入通知書/訴訟関係/公印刷込書面/電子公印書面/表彰状/祝詞)